

【案 件 の 概 要】

狩猟鳥獣の指定の変更、対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めること等について（案）

1. 狩猟鳥獣の指定の変更について

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条関係）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項に基づく狩猟鳥獣に指定されている「ゴイサギ」及び「バン」について、2016年～2021年に実施した全国鳥類繁殖分布調査報告により、1970年代、1990年代に実施した同調査結果と比べて、生息が確認されている地点数が大幅に減少していることが明らかになった。

のことから、当該鳥獣の保護の観点から狩猟鳥獣の指定を解除する変更を行う。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）
（定義等）
第二条 （略）
2～6 （略）
7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

【現行】

科名	種名（括弧内学名）
サギ科	ゴイサギ (<i>Nycticorax nycticorax</i>)
クイナ科	バン (<i>Gallinula chloropus</i>)



【改正案】 指定の解除

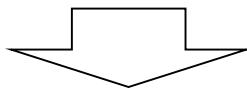
2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条関係)

現行において、青森県、秋田県、山形県では、カモ類の狩猟期間が北海道を除く他地域より早く、11月1日～翌年1月31日に設定されている。一方で、近年の暖冬や少雪の影響で、カモ類の渡来・渡去の時期と狩猟期間に乖離が生じていることから、狩猟者団体及び青森、秋田、山形の3県から、全国の一般的な狩猟期間（11月15日～翌年2月15日）に変更してほしいとの要望があることから、捕獲等をする期間を変更する。

【現行】

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	<ul style="list-style-type: none">毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで、<u>青森県、秋田県及び山形県の区域内</u>であって、<u>猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）</u>を捕獲する場合にあっては、毎年11月1日から翌年1月31日まで）



【改正案】（上記現行における下線部分を削除）

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	<ul style="list-style-type: none">毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）

3. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項及び第2項関係)

現行において、捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を

検討するほどの生息状況の著しい改善等の変化が見られていないこと、現行の禁止の延長の要望もあることから、捕獲等を禁止する期間を延長する。

また、現行において一日当たりの捕獲等の数の制限を行っている「バン」について、狩猟鳥獣指定の解除に伴い、制限の解除を行う。

①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣獵区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣獵区の区域を除く。）
・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日まで</u>	・禁止期間は <u>令和4年9月15日から令和9年9月14日まで</u>

②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日まで</u>	・禁止期間は <u>令和4年9月15日から令和9年9月14日まで</u>

③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>	・禁止期間は <u>令和4年9月15日から令和9年9月14日</u>

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は北海道	・禁止する区域は北海道
・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日まで</u>	・禁止期間は <u>令和4年9月15日から令和9年9月14日まで</u>

⑤バンについて捕獲等の数の制限

現行	改正案
・捕獲等の数の一日当たりの上限は3羽	(制限の解除)

4. 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月15日 本件に係る改正省令の公布

令和4年9月15日 本件に係る改正省令の施行

以上)